

消費者教育推進計画等に関する実態調査結果の概要

1. 実態調査の内容

消費者庁において2019年12月に行った消費者行政部局に対する消費者教育推進計画の策定状況、進捗管理の状況、消費者教育推進地域協議会等に関する調査を行った。調査結果については、全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会において報告している。

➤ 調査内容

調査対象：都道府県（47都道府県）、政令市（20市）、中核市（58市）

調査対象時点：2019年9月末時点

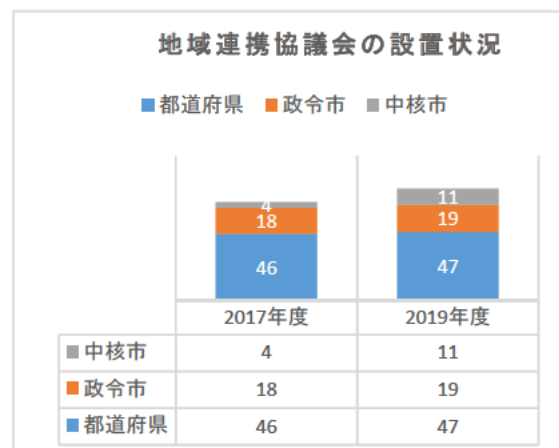
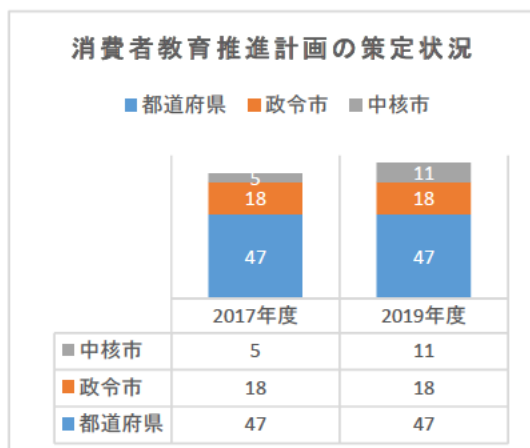
調査項目

- ・消費者教育推進地域協議会等の設置状況、分類
- ・消費者教育推進地域協議会等の開催回数
（2017年度、2018年度、2019年度（9月末時点））
- ・消費者教育推進計画の策定状況、分類
- ・消費者教育推進計画での評価指標の記載の有無
- ・消費者教育推進計画期間中の進捗管理の有無、進捗管理の体制
- ・進捗管理結果の消費者教育地域協議会等への報告の有無 等

2. 実態調査の結果概要

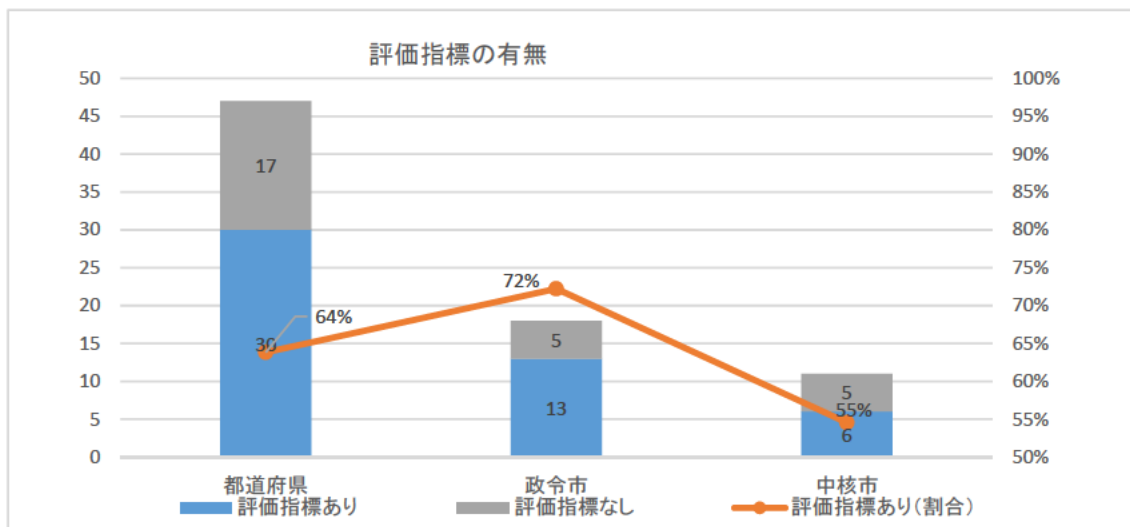
消費者教育推進地域協議会の設置状況については、都道府県：47都道府県、政令市：19市、中核市：11市。

消費者教育推進計画の策定状況については、都道府県：47都道府県、政令市：18市、中核市：11市。（いずれも2019年9月時点）

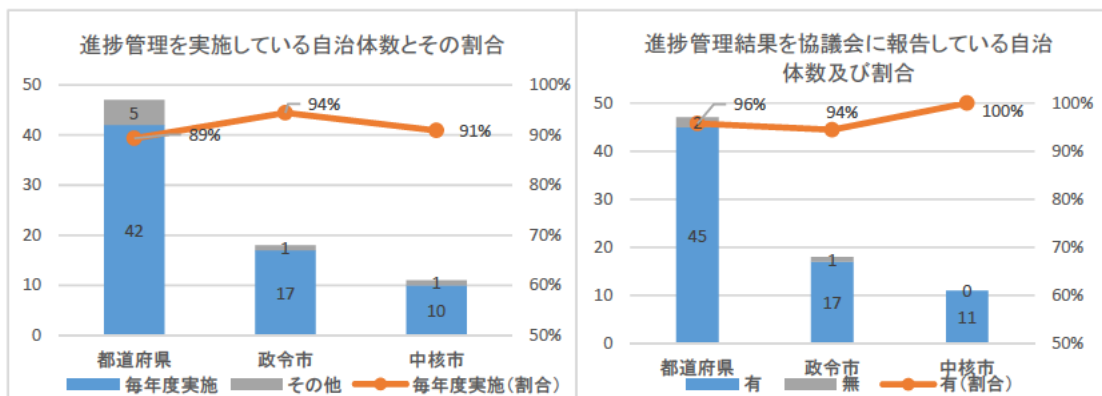


消費者教育推進地域協議会を種類別に見た場合、既存の別会議が兼ねる割合が高い傾向にあり、消費者教育推進計画は都道府県と政令市においては、基本計画の一部として作成している地方公共団体が多く、中核市においては、単独で策定している地方公共団体が多い。

消費者基本計画の内容のうち、評価指標の設定状況をみると評価指標を設定している地方公共団体は都道府県、政令市では60%を超えており、中核市においても55%である。

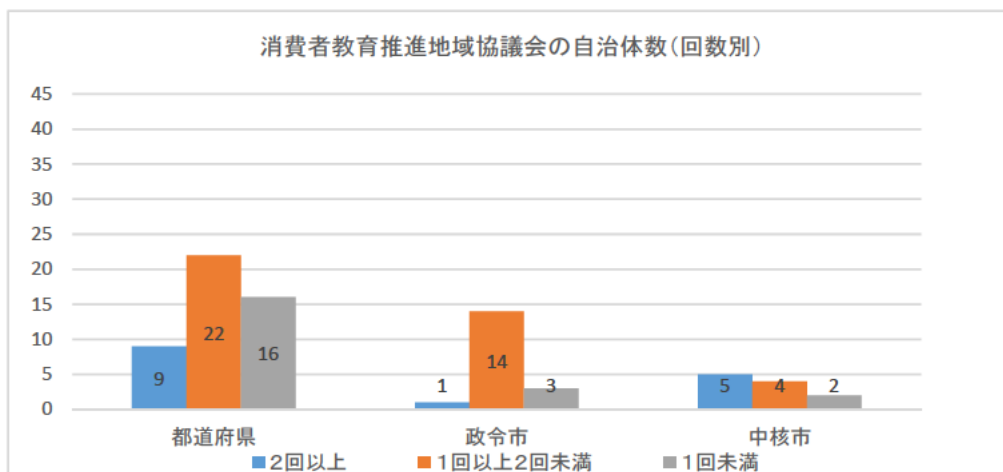


評価指標の有無にかかわらず、進捗管理や、事業の実施状況の把握を毎年度実施していると回答した地方公共団体は、政令市・中核市では90%を超えており、都道府県においても89%となっている。(これらを消費者教育地域協議会に報告している割合も同程度)



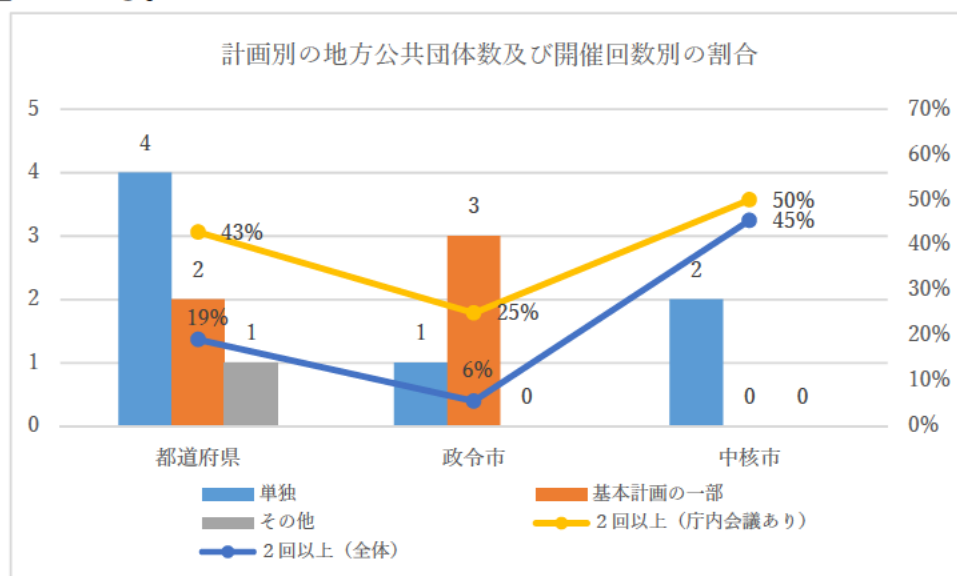
3か年(2017年度・2018年度・2019年度(9月末時点の予定含む))の年平均の開催回数を見た場合、1回以上2回未満の開催回数の層が多く、年平均で1回以上開催している自治体が約7割である。

既存の別会議の下に検討会等を設置等している団体については、開催回数が1回未満の団体と比較して割合が高い。



地方公共団体内の庁内連絡会議等において、計画の進捗管理等を行っている地方公共団体が13団体あり、進捗管理等が100%行われ、都道府県及び政令市においては、全体と比較して2回以上協議会を開催する割合が高い。

また、庁内連携会議等を実施する効果と課題についても追加で調査を実施している。



庁内連携会議等の効果と課題

(効果)

- ・異動等によって、担当者が変わった場合でも、消費者教育の担当者

であるといった意識の醸成が図られる。

- ・関係課が主催する行事における事業連携をスムーズに行うことができる。

(課題)

- ・毎年、昨年度の実績や、今年度の実施状況など、決まった内容の話になることから、活発な議論ができていない。

以上